

岐阜県公報

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表	(監査委員)	一七
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	一九
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	一四
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	一四

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十七年九月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年十月二十九日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

号 外 (一) 平 成 二 十 七 年 十 月 二 十 九 日

2 一時保護を解除し所持物を返還する際に、受領書を徴取しおらず、所持物が本人に返還されたの後は確認できない状態となっていたものがあった。これは指針で定める受領書の徴取について、マニュアルで明確に規定されていないことに原因があると考えられるので、所持物の返還に必要な諸様式及び関係する職員の役割が明確になるようマニュアルの見直しを検討されたい。

3 商工労働部

【監査の結果】

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
商工政策課	検討事項	岐阜産業会館は昭和45年に設置された施設であり、その建物と敷地は、県と岐阜市との共有となっていることから、県と市が共同設置した岐阜産業会館運営管理協議会により運営方針等の意思決定を行っている。なお、本施設は指定管理施設であり、一般財団法人岐阜産業会館が指定管理者として平成27年度から29年度までの3年間、施設の管理・運営を行うこととなっている。 老朽化のため、現在は事務室、展示場及び会議室のみが使用でき、文化ホールは平成15年度から利用を休止している。施設の運営に係る経費については、展示場等の使用料収入でまかなえる額となっているが、施設の安全性を確保するために平成22年度から28年度には年平均約36百万円(県負担分は約18百万円)の施設改修費が発生している。 県は、岐阜産業会館の今後の方針について、建設から50年(平成32年)が来る前には、廃止を含めて岐阜市と検討することであった。しかし、その間においても、修繕や改修費用などの施設改修費が発生することを考えると、岐阜産業会館の廃止を含めた今後のあり方について、早期に結論を出していくことが望ましいと考えられる。岐阜市と協議のうえ、検討を進められたい。

4 農政部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
真濃農林事務所	平成27年9月15日	農業大学校	平成27年9月15日
国際園芸アカデミー	平成27年9月15日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
国際園芸アカデミー	指摘事項	消耗品購入に係る支出事務において、前年度に指摘したにもかかわらず、意思決定がなされないうまま、同一業

者に継続して発注事務を行い、請求書受理後に事前決裁書の起案が行われていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

指 導 事 項
 USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。
 1 職員がUSBメモリを利用しようとする場合は、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、所属長等の許可を受けなければならないが、それがなされていらないものがあつた。
 2 職員がUSBメモリを行舎外へ持ち出す場合は、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」(以下「許可記録簿」という。)に記載して所属長の許可を受けなければならないが、許可記録簿に記載がなかった、又は記載していたが所属長以外の者が許可をしていた。
 3 施錠されていない場所でUSBメモリを保管していた。
 生産物の管理事務において、岐阜県会計規則に基づかず、独自に定めた要領により事務処理を行っていた(平成27年6月12日現在)ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
畜産課	検討事項	畜産課が普通財産として管理している恵那市内の土地について、恵那市に対して無償で貸付けを行っているが、少なくとも平成17年度以降の無償貸付けに関する明確な根拠が確認できなかった(平成27年7月8日現在)。また、畜産課では土地の現状についても把握していなかったことから、貸付けの根拠及び土地の現状について明確にするよう対応されたい。

5 県土整備部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
美濃土木事務所	平成27年9月7日	恵那土木事務所	平成27年9月8日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
美濃土木事務所	指摘事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として122,977円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	主要地方道美濃河戸線の道路拡幅工事において、平成26年12月の工事完了後、供用開始の公示を行っていないにもかかわらず、一般車両等の通行を認めていた(平

恵那土木事務所	指摘事項	成 27年6月末現在) ので、速やかに措置するとともに、 今後は適正に処理されたい。 道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として 237,060円の費用負担が発生していたので、道路パトロー ルの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防 止に努められたい。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料18,468円が 支払われていたので、職員の交通事故防止について一層 の徹底を図られたい。
	指導事項	都道府県公安委員会が定める道路の区間 (以下「指定 区間」という。)における交通誘導警備業務を行う際には、 事故の発生を警戒・防止するため、検定試験に合格した 警備員 (以下「検定合格警備員」という。)を配置するこ ととなっている。 指定区間における道路維持修繕の委託業務において、 委託業者からの業務完了報告書では、検定合格警備員を 配置していないとの内容であったにもかかわらず、十分 な確認を行っていないものがあつたので、今後は適正に 処理されたい。

6 都市建設部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施年月日	実施年月日
流域浄水事務所	平成 27年 9月 14日	東濃建築事務所	平成 27年 9月 16日
リニア推進事務所	平成 27年 9月 8日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
流域浄水事務所	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わない まま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処 理されたい。
東濃建築事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料79,833円が 支払われていたので、職員の交通事故防止について一層 の徹底を図られたい。

7 県事務所 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中濃県事務所	平成 27年 9月 7日	東濃県事務所	平成 27年 9月 16日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
中濃県事務所	指摘事項	収入証紙の売りさばき収入に係る現金管理事務におい て、特別な理由がないにもかかわらず、金融機関への払

8 教育委員会 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜総合学園高等学校	平成 27年 9月 14日	岐阜工業高等学校	平成 27年 9月 14日
恵那高等学校	平成 27年 9月 9日	中津川工業高等学校	平成 27年 9月 9日
華陽フロンティア高等 学校	平成 27年 9月 14日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜総合学園高等学校	指摘事項	修繕料の支出事務において、債権者でない第三者に支 払を行ったことにより、債権者に対する1件99,900円の 支払が17日遅延するとともに、遅延利息100円が支払わ れていたもので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	物品の管理事務において、税関覚書一式等21件 (取 得価格計5,555,371円) を亡失していたので、今後は物 品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めら れたい。
岐阜工業高等学校	指導事項	修繕料等の支出事務において、プリンタ (平成 21年 12月取得、取得価格45,570円) の不具合を解消するた め、平成 26年7月に38,880円を役務費から、同年11月 に68,104円を修繕料から支出していた。この結果、プリ ンタの不具合解消のために取得価格の2倍以上の費用が 支出されており、修繕ではなく同程度のプリンタを新規 に調達するなど、より適切な費用で目的が達成された可 能性が認められた。予算の執行に当たっては修繕の必要 性や費用対効果について十分検討するなど、今後は適正 に処理されたい。

東濃県事務所	指摘事項	込みが最大で1か月以上遅延しているものがあつたほ か、5日以上遅延しているものが散見されるなど不適正 な管理が常態化していたので、今後は管理体制に万全を 期し、適正に処理されたい。 公務中の1件の交通事故について、修繕料110,008円 が支払われていたので、職員の交通事故防止について一 層の徹底を図られたい。
	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持 出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して 所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の 外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可 を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁 舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。

	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わない まま廃棄されていたものがあつた。加えて、物品処分等 調書が作成されておらず、物品の出納手続も行われてい
--	------	--

華陽フロンティア高等学校	指導事項	なかつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	物品の管理事務において、ワードプロセッサ等96件(取得価額計11,769,118円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	
	USBメモリの管理事務において、USBメモリの利用を取りやめ、廃棄する場合は消去専用ソフトによる情報の消去や物理的破壊等により、情報を復元できないようにしたことを確認することとなっているが、それを行わずに廃棄していたので、今後は適正に処理されたい。	

機関名	区分	内容
教育総務課	検討事項	学校統廃合による空き校舎の利用について、利用が決定した1施設を除き、市町と使用貸借契約を締結している2施設及び検討中の3施設は、統廃合からそれぞれ5～9年が経過している。施設の老朽化に加え、継続的な機械整備費用等が発生(使用貸借契約をしている施設を除く。)しているため、今後の施設の利用及び管理方法について検討し、解決に向けた基本方針及びそのための具体的なスケジュールを決定されたい。
特別支援教育課	検討事項	生徒・児童が特別支援学校へ就学するために必要な経費は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(以下「法」という。)により、県及び国がその保護者等に支弁することとされている。それを受けて、県では岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則(以下「規則」という。)により、就学奨励に関する費用(就学奨励費)の算定に必要な資料の作成、提出等の手続について定めている。法及び規則に基づく就学奨励費の支給事務について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 1 規則に定められた事務手続と各特別支援学校で実際に行われている事務手続に相違があり、規則どおりの運用がされていなかった。さらに、規則が定められた当初に比べて複数の特別支援学校が新規に開設するなど、対象となる児童・生徒が大幅に増加し、それに伴い支給事務の事務量も増加していることから、規則どおりの運用が難しい現状がある。これらのことから、より適正な手続となるよう規則改正も含めた事務手続の見直しを行うとともに、職員の人員配置も含めた事務の執行体制の見直しを検討されたい。 2 各特別支援学校の事務担当者に対する就学奨励費の支給事務に関する研修が、平成24年度以降、行われていなかった。そのため、各特別支援学校が独自に運用している事務手続があることから、年1回以上、各学校の担当者に対する当該事務の研修を実施するなど、現地機関の事務職員の事務処理の統一を図るとともに、各特別支援学校が誤りなく事務処理を行うよう必

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
警察本部(31機関)	平成27年9月3日	警察本部(31機関)	平成27年9月3日
警察課	平成27年9月3日	教養課	平成27年9月3日
厚生課	平成27年9月3日	監察課	平成27年9月3日
留置管理課	平成27年9月3日	生活安全総務課	平成27年9月2日
少年課	平成27年9月2日	生活環境課	平成27年9月2日
地域課	平成27年9月3日	通信指令課	平成27年9月3日
自動車警ら隊	平成27年9月3日	刑事総務課	平成27年9月3日
捜査第一課	平成27年9月3日	捜査第二課	平成27年9月3日
捜査第二課	平成27年9月3日	組織犯罪対策課	平成27年9月3日
国際捜査課	平成27年9月3日	鑑識課	平成27年9月3日
科学捜査研究所	平成27年9月3日	機動捜査隊	平成27年9月3日
交通企画課	平成27年9月3日	交通指導課	平成27年9月3日
交通規制課	平成27年9月3日	運転免許課	平成27年9月3日
交通機動隊	平成27年9月3日	高速道路交通警察隊	平成27年9月3日
警備第一課	平成27年9月2日	警備第二課	平成27年9月2日
機動隊	平成27年9月2日	警察学校	平成27年9月3日
中津川警察署	平成27年9月8日		

9 警察本部(31機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
警察本部(31機関)	平成27年9月3日	警察本部(31機関)	平成27年9月3日
警察課	平成27年9月3日	教養課	平成27年9月3日
厚生課	平成27年9月3日	監察課	平成27年9月3日
留置管理課	平成27年9月3日	生活安全総務課	平成27年9月2日
少年課	平成27年9月2日	生活環境課	平成27年9月2日
地域課	平成27年9月3日	通信指令課	平成27年9月3日
自動車警ら隊	平成27年9月3日	刑事総務課	平成27年9月3日
捜査第一課	平成27年9月3日	捜査第二課	平成27年9月3日
捜査第二課	平成27年9月3日	組織犯罪対策課	平成27年9月3日
国際捜査課	平成27年9月3日	鑑識課	平成27年9月3日
科学捜査研究所	平成27年9月3日	機動捜査隊	平成27年9月3日
交通企画課	平成27年9月3日	交通指導課	平成27年9月3日
交通規制課	平成27年9月3日	運転免許課	平成27年9月3日
交通機動隊	平成27年9月3日	高速道路交通警察隊	平成27年9月3日
警備第一課	平成27年9月2日	警備第二課	平成27年9月2日
機動隊	平成27年9月2日	警察学校	平成27年9月3日
中津川警察署	平成27年9月8日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
自動車警ら隊	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として11,681円の費用負担が発生し、修繕料111,628円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らなければならない。
捜査第一課	指摘事項	検視の際に職員が置き忘れた注射針により、関係者が負傷した事故について、損害賠償金として232,539円の費用負担が発生していたため、事故防止について一層の徹底を図らなければならない。
交通規制課	指摘事項	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として482,898円の費用負担が発生していたため、パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めらなければならない。
警備第一課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として11,100円について一層の徹底を図らなければならない。
警備第二課	指導事項	物品購入の契約事務において、岐阜県政再生プログラムの再発防止策の一環として、予定価格が一定額以上の案件については入札執行結果又は随意契約理由等をインターネットで公開することとされている。しかし、平成26年度に契約を締結した対象案件2件のうち1件がインターネットで公開されていなかった(平成27年8月4日現在)ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

本部の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
鑑識課	検討事項	県では、海外渡航者等のための犯罪経歴証明書(以下「証明書」という。)の発給を無償で行っている。しかし、当該証明書は特定の個人の利益又は行為のために必要となつたものである一方、県には人件費などの経費が生じている。他の都道府県でも同一の業務を行っているが、確認したところ、手数料を定めて申請者から徴収している県も見受けられた。 これらのことから、受益と負担の公平性を保つため、申請者に一定の負担を求める必要があると考え、他の都道府県の費用負担の状況を調査するとともに、本県における手数料の徴収について検討されたい。
交通指導課	検討事項	違法駐車にかかる放置違反金、駐車違反をした運転者が不明な場合、車両の所有者(使用責任者)に責任を負わせるもので、その徴収にあつては地方既の滞納処分の例によることができることとされている。 放置違反金の徴収について確認したところ、平成26年度の調定額は82,525千円、うち収入済額は58,145千円、収入未済額は21,287千円、また、3,093千円は時効により不納欠損処理がされ、調定額に対する収入歩合は70.5%となつていた。

財産の差押えによる強制徴収が12件180千円行われているが、差押財産は預金のみとなっており、上記の未納金額の状況を見ると十分とは言えない。
また、財産調査の結果、財産無しとしているものについて、執行停止を行っていないため、債権回収の可否が明確でないまま全ての未収債権を管理している状態となっている。
については、執行停止の実施等により適正な債権管理を行うとともに、執行停止の要件に該当しない場合は、預金以外の財産の差押えを実施するなど、より実効性の高い債権回収について検討されたい。

10 その他 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
監査委員事務局	平成27年9月2日	選挙管理委員会中濃地方事務局	平成27年9月7日
選挙管理委員会東濃地方事務局	平成27年9月16日		

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十七年十月二十九日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

1 平成25年度及び平成26年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成25年度行政監査（事務事業監査）

（単位：件）

事務事業名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの*	未措置
高齢者住宅整備資金貸付金の滞納整理について	A	B	C	A-B-C
	10	0	10	0

2 平成26年度行政監査（サーベ監査）

（単位：件）

サーベ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
県立学校運営経費における公費の適正執行について	A	B	C	A-B-C
	8	0	0	8

※平成27年4月1日から平成27年9月30日までに知事から通知があったもの

II 行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成25年度行政監査（事務事業監査）

○ 高齢者住宅整備資金貸付金の滞納整理について

機関名	監査結果	講じた措置
高齢福祉課	時効中断事由となる措置が執られていたものの、その効果が正確に把握されていないので、時効到来の有無について精査した上で、適正な時効の管理を行わねばならない。	調査情報、収集情報を別々の帳票により管理してきた従前の取扱いを改め、債務者毎に債権管理記録簿を作成し滞納情報の一元化を図り、時効到来の有無を確認するなど、情報の整理を行った上で、今後の事務処理体制を整理した。
	債権見込みを見極め、効果的・効果的な滞納整理をするためには、滞納者の弁済能力を把握する必要があるが、平成21年度行政監査（サーベ監査）において指摘したにもかかわらず、未だ十分な情報収集が行われていないので、法令等に則り可能な範囲で滞納者の資産状況について情報収集されたい。	当貸付金債務は私債権であり、債務者の資産状況を把握する手段法がないため、電話や署名等により債務者及び連帯保証人へ接知して納付勧奨する際、可能な限り資産状況を確認することとした。

<p>時効管理や情報収集などの業務を遂行するに当たっては、必要となる業務内容を精査し、適切な事務処理体制について検討されたい。</p>	<p>岐阜県高齢者・障害者住宅整備資金貸付金収収金償還促進の必要額の改正を行い、債務者本人、相続人又は連帯保証人が死亡した場合の相続人への連絡手続、債務者等の戸籍簿本籍所在地を確認するための書類の交付請求など、実施可能な消納整理の手法について規定した。 あわせて、着実に債権管理業務を実施するため、管理調査監査及び兼任職員の名で月1回滞納者対策を検討し面談や鑑宅等実施するなど、事務処理体制を見直した。</p>
<p>滞納記録整理等については、所属として定期的な滞納状況把握するために、岐阜県公文書規程に基づき課内で回覧を付するなど、適正に管理されたい。</p>	<p>債務者等への催告や接触など、事務進捗の都度、課内回覧を行うとともに、滞納記録簿への記録を手書き等による記入への変更し、紙ファイル等で情報管理することで、係内での確認が可能となるよう所要の見直しを行った。</p>
<p>適正な時効の管理を行い、滞納者の状況により償還見込みを見極めることで滞納債権を仕分け(ラック付付)し、個々の滞納状況に応じた有効な手法を検討されたい。</p>	<p>1年以内の滞納の有無、時効の到来状況に基づき以下の区分により債務者を仕分け、接触する債務者を選定する際の参考とした。 A：1年以内(滞納あり) B：1年以内(滞納なし)(時効未到来) C：1年以内(滞納なし)(一部時効未到来) D：1年以内(滞納なし)(時効到来)</p>
<p>時効到来した債権については、自主的償還が見込めない場合には、権利放棄の適否について検討されたい。</p>	<p>税金を原資とする貸付であり、県民の理解を得るのは難しいため、債権放棄することには困難である。</p>
<p>時効到来していない債権については、当該貸付金は税金を原資とするものであり、その債権は県民の財産であることを踏まえ、弁済能力がある者に対しては、支払督促の申立てなどの強制執行を視野に入れた積極的な徴収を行われたい。また、弁済能力がない者に対しては、費用対効果を考慮して、「徴収停止」や「債権の免除」を活用するなど債権の消滅に向けた手続を進められたい。</p>	<p>接触が途絶えていた債務者も過去にいただいたり、現在も面談、鑑宅等を通して債務者調査や弁済能力の確認を行いつながら、滞り付戻又は償還計画提出の依頼を行うこととした。 私債権である貸付金債務については資産の状況を把握する把握法がなかったため、任意調査として可能な範囲内で財産調査を行うこととした。</p>
<p>平成21年度行政監査(テーマ「監査」)において指摘したにもかかわらず、岐阜県高齢者・障害者住宅整備資金貸付金収収金償還促進の必要額の内容が未だ十分に整備されていないため、滞納債権の</p>	<p>岐阜県高齢者・障害者住宅整備資金貸付金収収金償還促進の必要額について、債務者等の確認方法や着目録簿様式の内容、居住確認や催告の方法等未収金償還対策の見直しを行った。</p>

<p>仕分け(ラック付)・強制執行の手続など回収に向けた具体的な手続、償還が見込めない場合の債権放棄に向けた手続などを記載した、効率的・効果的な滞納整理を行うための実用性のあるマニュアルとなるよう見直しされたい。</p>	<p>連延利息の算定・請求については、岐阜県高齢者住宅整備資金貸付規則に即り適正に行われたい。</p>
<p>滞納者の償還額が元利金及び連延利息の総額に満たない場合の充当方法については、民法第191条の規定により、連延利息への優先充当を原則とすべきであるが、仮に元利金への優先充当を選択する場合には、連延利息の算定額の減少、連延利息の回収実態性、既に償還した人との公平性といった問題点を踏まえたうえで、その必要性・妥当性について十分検証されたい。 また、その際には、すべての滞納者に対して一律の取扱いをするのではなく、滞納者の状況に応じた取扱いが必要と考えられることから、充当の基準の明確化を図られたい。</p>	<p>岐阜県高齢者住宅整備資金貸付規則第13条に即り、債務者が正当な理由なく、高齢者住宅整備資金を償還すべき日までこれを償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額に年10パーセントの割合で算定した延滞利息を順次請求することとした。</p>

岐阜県監査委員告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十七年十月二十九日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

1 平成26年度及び平成27年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成26年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの ※1	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	87	87	—	0
指導事項	85	85	—	0
検討事項	13	10	2	1
計	185	182	2	1

2 平成27年度

(単位：件)

区分	監査結果 総	今回措置を講じたもの ※1
指摘事項	29	7
指導事項	59	18
検討事項	0	—
計	88	25

※1 平成27年4月1日から平成27年9月30日までに知事等関係機関から通知があったもの
 ※2 平成27年9月30日までに報告を決定したもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に對し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成26年度

(1) 監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
健康福祉政策課	南飛騨健康推進センターの施設運営について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 南飛騨健康推進センターは、平成16年に県民の健康増進場として県民が健康を増進するための場を提供することなどにより、県民一人ひとりの健康づくりを支援し、健康な日常生活の実現に寄与するよう南飛騨国際健康保養地構想における拠点施設として	南飛騨健康推進センターの活用策を検討し、その有効活用を図ることを目的として、平成27年5月22日、お行のみ組織として、「南飛騨健康推進センター活用検討会議」を設立し、6月10日に、第1回目の会議を開催した。当該会議では、センターの概要や現在の活用状況等についての情報共有を図り、地元の活動支援策など今後の検討事項について協議した。

<p>商工労働部</p>	<p>整備されたが、平成22年度の行財政改革でクシヨンプランでは機能を見直す施設として、地元主導による活用方法の検討が求められた。</p> <p>このため、県民が健康を増進するための場の提供などの機能について、県主催の体験講座の開催を取り止め、地元主導での開催へ見直すとともに、地元ボランティアの協力を得ることなどにより、事業費を大幅に削減してきた。しかし、この見直しの影響により施設利用者は大幅に減少している。また、施設の利用者が減少し、今後の維持管理費が増加していくことが予想される。</p> <p>すでに県、下呂市、地城住民等の関係者で設置した「南飛騨健康増進センター」のあり方検討会」においても検討がなされているところであるが十分な体制とは見えないので、県全体の体制として、南飛騨健康増進センターのあり方について、一部施設の休止を含め、改めて検討されたい。</p>
--------------	--

<p>機関名 産業技術課</p>	<p>監査結果 国際たぐみアカデミーの職業能力開発校講師の報酬について、岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則に定められた「職業能力開発校講師」の報酬額と実際に支払われている報酬額に相当の差があるため、規則及び実際に支払われている報酬額の妥当性について検討されたい。</p>	<p>講じた措置 岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則に定められた「職業能力開発校講師」の報酬額を、人事課と協議し、平成27年4月1日から下記のとおり改正した。 改正前 5,850円（実支給額8,800円） 改正後 3,950円（実支給額8,950円）</p>
----------------------	---	---

2 平成27年度
(1) 監査結果 (指摘事項) に基づき講じた措置

<p>健康福祉部 機関名 希望が丘学園</p>	<p>監査結果 診療報酬の取入事務において、被保険者に対する自己負担分6,710円の返戻（平成26年7月29日支出）に伴い、同額を被保険者に対して請求すべきところ、平成27年5月7日時点で被保険者への請求が行われていなかったため、速やかに措置するとともに今後適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 監査での指摘を受け、平成27年5月7日に取下げの手続きを行い、平成27年7月21日に提出済の診療報酬明細書が返却された。岐阜県国民健康保険団体連合会に対して、平成27年8月10日に再請求を行った結果、平成27年9月24日に5,710円の返戻分を含めた金額の支払を受けた。</p>
---------------------------------	---	--

<p>中濃子ども相談センター</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料144,300円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>診療報酬請求に係る手続を担当者並びに決裁者が再確認するとともに、複数人によるチェックを徹底し、今後は適正な事務処理に努める。</p>
--------------------	---	---

<p>東濃子ども相談センター</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料48,600円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>当該職員に対し、所属長より交通安全に対する意識の徹底と、再発防止に努めるよう指導を行った。また、所内全職員に対し、定例会議及び長時間通勤を伴う出張の前等機会をとらえて、時間及び心身のゆとりを持ってヘルメットを握るなど、一層の安全運転に努めるよう周知徹底した。</p>
--------------------	--	--

<p>奥土整備部 機関名 古川土木事務所</p>	<p>監査結果 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として178,113円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置 県道路パトロール実施要領等に基づく道路パトロール実施の際には、道路管理者としてより注意を払って確認を行うことこの徹底とともに、年度当初には全職員を対象とした道路パトロールにおける着眼点等の職員研修を実施し、全職員のスキルアップを図っている。 今後においても、細心の注意を払った道路パトロールをはじめ、降雪状況に備えて橋りょうや標識、トンネル坑口の雪庇除去等の対策を行い、安全かつ適切な道路管理により事故防止に努める。</p>
----------------------------------	---	---

<p>教育委員会 機関名 池田高等学校</p>	<p>監査結果 県が特別徴収を行った県立学校業務専門</p>	<p>講じた措置 平成26年7月分報酬の支払手続から、支</p>
---------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

<p>警察本部</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> <tr> <td>垂井警察署</td> <td>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として273,672円の費用負担が発生し、また修繕料25,920円が支払われていた。このため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</td> <td>当該職員に対して、次長が事故原因や背景について聴取するとともに、事故防止対策及び事故が及ぼす影響について個別に指導した。 また、全職員に対しては、朝会時に次長から当該交通事故発生時の経緯について説明し、注意喚起するとともに、 ○ 安全運転運動会の励行 ○ 安全運転守則及び緊急走行守則の厳守 ○ 10月10日交通事故の絶無を指示したほか、当該事故の問題点の認識と再発防止対策として、交通事故防止教養及び方向変換訓練を実施し、交通事故の絶無について意識の向上を図った。 以降も朝会等を利用して他所属の事例も</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	垂井警察署	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として273,672円の費用負担が発生し、また修繕料25,920円が支払われていた。このため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	当該職員に対して、次長が事故原因や背景について聴取するとともに、事故防止対策及び事故が及ぼす影響について個別に指導した。 また、全職員に対しては、朝会時に次長から当該交通事故発生時の経緯について説明し、注意喚起するとともに、 ○ 安全運転運動会の励行 ○ 安全運転守則及び緊急走行守則の厳守 ○ 10月10日交通事故の絶無を指示したほか、当該事故の問題点の認識と再発防止対策として、交通事故防止教養及び方向変換訓練を実施し、交通事故の絶無について意識の向上を図った。 以降も朝会等を利用して他所属の事例も	<p>多治見工業高等 学校</p> <p>県が控除を行った講師等の社会保険料に係る個人負担分控除金の支出事務において、適切に処理を行っていなかったために、歳入歳出外現金として県に20,870円（平成27年5月18日現在）滞留していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>職の個人住民税の支出事務において、市に對する1件6,000円の支払が29日遅延するとともに、督促手数料200円が請求費で支払われていたため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>出勤調書に納期確認のための資料として納付書の写しを添付し、支払時期が遅延しないよう徹底を図った。 また、事務処理体制について、下記の見直しを行い、取り組んでいる。 1 業務進行管理表を作成し、職員が事業管理を行うよう徹底した。 2 全ての請求書を事務長に一元化し、確認後担当者へ振り分けることとした。 3 「定期支払に関する執行チェック表」を作成し、複数の職員により支払に関する情報を共有し、執行状況を管理する体制とした。 4 「会計事務チェックリスト」を作成し、平成27年7月8日に開催した職場研修において徹底を図った。</p> <p>滞留していた歳入歳出外現金について、平成27年6月16日に2名分の厚生年金保険料2,040円を年金事務所へ納付した。残りの18,830円は平成13年3月以前に発生したもので、書類が保存期間満了により存在せず原因を特定できなかったため、平成27年6月25日に県の抽収入として収納した。 今後は、9月の給与事務において複数の職員で調書、帳簿等を確認することを徹底する。</p>
機関名	監査結果	講じた措置						
垂井警察署	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として273,672円の費用負担が発生し、また修繕料25,920円が支払われていた。このため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	当該職員に対して、次長が事故原因や背景について聴取するとともに、事故防止対策及び事故が及ぼす影響について個別に指導した。 また、全職員に対しては、朝会時に次長から当該交通事故発生時の経緯について説明し、注意喚起するとともに、 ○ 安全運転運動会の励行 ○ 安全運転守則及び緊急走行守則の厳守 ○ 10月10日交通事故の絶無を指示したほか、当該事故の問題点の認識と再発防止対策として、交通事故防止教養及び方向変換訓練を実施し、交通事故の絶無について意識の向上を図った。 以降も朝会等を利用して他所属の事例も						
<p>競技スポーツ課</p>	<p>US Bメモリの管理事務において、次の不適正な事例が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 課ごとに管理すべきUS Bメモリを地域スポーツ課と共用で管理していた。 2 「パソコン等の貸出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「US Bメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUS Bメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあった。</p>	<p>講じた措置</p> <p>地域スポーツ課及び競技スポーツ課で共用していたUS Bメモリを、課ごとに管理番号を振り直し、別管理とした。 併せて、「パソコン等の貸出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」及び「US Bメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」を、地域スポーツ課、競技スポーツ課と分離し、別ファイルでの管理とした。 また、US Bメモリ及びその他の外部記録媒体を庁舎外へ持ち出す場合には、「パソコン等の貸出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」及び「US Bメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」の双方へ</p>						

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

交えた教養を実施し、職員の交通事故防止意識の高揚を図るなど、機会を捉えた指導教養を継続し、交通事故防止対策を推進している。

<p>3 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けで庁舎外へ持ち出していた。</p>	<p>記載し、所属長の許可を得ることとする。USBメモリ等の貸与の都度、管理調整係にてチェックする体制を敷いた。</p>
<p>保健生活部</p>	<p>講じた措置</p>
<p>機関名 環境管理課</p> <p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>USBメモリを庁舎外へ持ち出す際に、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」にて申請し、所属長等の確認を受けていたが、併せて「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」にて、所属長の承認及び確認を受けることを失念していた。</p> <p>改善策として、各係長を通じ、適正な処理方法について全係員へ周知徹底するとともに、貸与記録簿、庁舎外へ持ち出す際は所属長承認が必要である旨を明示し、注意喚起を図った。</p>
<p>自然環境保全課</p> <p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリを庁舎外へ持ち出す際に、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」にて申請し、所属長等の確認を受けていたが、併せて「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」にて、所属長の承認及び確認を受けることを失念していた。</p> <p>改善策として、各係長を通じ、適正な処理方法について全係員へ周知徹底するとともに、貸与記録簿、庁舎外へ持ち出す際は所属長承認が必要である旨を明示し、注意喚起を図った。</p>
<p>現代美術芸術館</p> <p>委託料及び物品購入の契約事務において、岐阜県政再生プログラムに基づき予定価格が一定額以上の案件については入札執行結果又は随意契約理由等をインターネットで公開することとされている。しかし、平成26年度に契約を締結した対象案件11件全てがインターネットで公開されていたにもかかわらず(平成27年5月19日現在)ので、速やかに措置</p>	<p>未公開となっていた契約情報については、平成27年5月末までに全て登録し、平成27年6月上旬に岐阜県庁ホームページに公開した。</p> <p>今後は、契約後速やかに契約情報の登録を行うこととし、支出負担行為等の会計書類とともに契約の登録情報を回覧することにより、契約担当、係員、出納員等、複数</p>
<p>希望が丘学園</p> <p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>人によるチェックを徹底し、登録簿を防止する体制にした。</p> <p>毎月職員会議で情報セキュリティについて周知徹底を行う。また、情報セキュリティに関する遵守事項等の職場研修(平成27年8月5日)を実施した。</p> <p>なお、USBメモリの貸与については、情報セキュリティ取扱管理者(管理調整係長)のもと適切な管理等が行えるよう体制の強化を図った。</p>
<p>機関名 健康福祉部</p> <p>希望が丘学園</p> <p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>USBメモリの貸与手続について、平成27年5月21日開催の学園連絡調整会議及び平成27年6月1日開催の職員総会を通じ、所属職員に対して改めて周知するとともに、情報漏えい等重大な事態をもたらすことを再認識させた。</p> <p>今後は、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」に当たった、適正なUSBメモリの管理を行う。</p>
<p>中央子ども相談センター</p> <p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリはもとよりその他の外部記録媒体の利用についても、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」に基づき、貸与時及び返却時ご様2「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、所属長の許可を得たうえで、適切に管理するよう改善した。</p> <p>また、全職員に、外部記録媒体等の管理及び利用について再度周知徹底し、業務上の情報の取扱いに対する意識を高めた。</p>
<p>児童福祉法第33条の規定に基づき一時保護した子どもの所持物の返還事務において、厚生労働省が定めた児童相談所運営指針及び児童の事務処理マニュアルでは、預かった所持物を返還する際には本人等から受領書を作成することとなっている。しかし、所持物のうち貴重品に係る受領書が徴されておらず、所持物全てが確実に本人に返還されているか確認できない状況となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>所持品のうち貴重品については、「児童預かり品受払簿」に記載し、預かり時及び返却時に複数人で確認した上で署名を行い、貴重品の受領が確実に確認できるように改善した。</p> <p>なお、貴重品以外の所持物については、従来からも「岐阜県子ども相談センター事務処理マニュアル」に定められた様式に記載し適正に保管・管理しているが、品物の分類により保管方法も異なるため、全ての</p>

<p>所持物が確実に保管・管理され、本人に返還できるよう、全職員に周知徹底した。</p>	<p>また、物品管理が適正に行われるよう全職員に対し物品の管理及び処分事務について再度周知徹底を図った。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1305 237 1342 698"> <p>機別名 県産材流通課</p> </td> <td data-bbox="1305 698 1342 1025"> <p>監査結果 USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p> </td> <td data-bbox="1007 698 1305 1025"> <p>講じた措置 USBメモリの外部への持ち出しについては、利用状況等を管理する貸与記録簿(様式2)に記載していたものの、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」(様式3)に記載していなかったため、今後は両簿並びに記載するよう正しい運用に改めた。 課内全員に、監査結果(不備の具体的な容)及び河津様への記載、許可の手続きについて周知徹底した。</p> </td> </tr> </table>	<p>機別名 県産材流通課</p>	<p>監査結果 USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 USBメモリの外部への持ち出しについては、利用状況等を管理する貸与記録簿(様式2)に記載していたものの、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」(様式3)に記載していなかったため、今後は両簿並びに記載するよう正しい運用に改めた。 課内全員に、監査結果(不備の具体的な容)及び河津様への記載、許可の手続きについて周知徹底した。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1305 1223 1342 1684"> <p>機別名 多治見工業高等学校</p> </td> <td data-bbox="1305 1684 1342 2007"> <p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p> </td> <td data-bbox="1007 1223 1305 2007"> <p>講じた措置 USBメモリを保管・管理する職員が、USBメモリを利用する職員に対して利用目的・場所等の確認を徹底し、庁舎外へ持ち出す場合、所属長の許可を得てから貸与する。 今後は、収納した現金の取扱いについて出納員及び会計員の相互で確認を行うよう、チェック体制を強化し、再発防止の徹底を図った。 指導事項については、岐阜県会計規則取扱要領第11条関係5)において「工事の請負に関する契約」は、同規則第11条(保証金の納付の免除)の規定を適用しないことと規定されているにもかかわらず、職員の理解不足から契約保証金を免除したものであることから、出納員及び会計員が、契約保証金免除に係る規定について再確認を行った。今後は、起案時には複数の職員で確認を行うよう、再発防止の徹底を図った。</p> </td> </tr> </table>	<p>機別名 多治見工業高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 USBメモリを保管・管理する職員が、USBメモリを利用する職員に対して利用目的・場所等の確認を徹底し、庁舎外へ持ち出す場合、所属長の許可を得てから貸与する。 今後は、収納した現金の取扱いについて出納員及び会計員の相互で確認を行うよう、チェック体制を強化し、再発防止の徹底を図った。 指導事項については、岐阜県会計規則取扱要領第11条関係5)において「工事の請負に関する契約」は、同規則第11条(保証金の納付の免除)の規定を適用しないことと規定されているにもかかわらず、職員の理解不足から契約保証金を免除したものであることから、出納員及び会計員が、契約保証金免除に係る規定について再確認を行った。今後は、起案時には複数の職員で確認を行うよう、再発防止の徹底を図った。</p>
<p>機別名 県産材流通課</p>	<p>監査結果 USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 USBメモリの外部への持ち出しについては、利用状況等を管理する貸与記録簿(様式2)に記載していたものの、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」(様式3)に記載していなかったため、今後は両簿並びに記載するよう正しい運用に改めた。 課内全員に、監査結果(不備の具体的な容)及び河津様への記載、許可の手続きについて周知徹底した。</p>					
<p>機別名 多治見工業高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 USBメモリを保管・管理する職員が、USBメモリを利用する職員に対して利用目的・場所等の確認を徹底し、庁舎外へ持ち出す場合、所属長の許可を得てから貸与する。 今後は、収納した現金の取扱いについて出納員及び会計員の相互で確認を行うよう、チェック体制を強化し、再発防止の徹底を図った。 指導事項については、岐阜県会計規則取扱要領第11条関係5)において「工事の請負に関する契約」は、同規則第11条(保証金の納付の免除)の規定を適用しないことと規定されているにもかかわらず、職員の理解不足から契約保証金を免除したものであることから、出納員及び会計員が、契約保証金免除に係る規定について再確認を行った。今後は、起案時には複数の職員で確認を行うよう、再発防止の徹底を図った。</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="946 237 983 698"> <p>機別名 古川土木事務所</p> </td> <td data-bbox="946 698 983 1025"> <p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p> </td> <td data-bbox="683 698 946 1025"> <p>講じた措置 当該職員については個別指導し、今後一層の注意喚起を促した。 所属としては、毎月の朝礼の他、所内課長・係長会議、職場研修実施等に職員に対し交通安全と事故防止について周知徹底を図った。 今後は、日頃からの声掛けを行い、職員の交通安全意識を向上させ、再発防止に努める。</p> </td> </tr> </table>	<p>機別名 古川土木事務所</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>講じた措置 当該職員については個別指導し、今後一層の注意喚起を促した。 所属としては、毎月の朝礼の他、所内課長・係長会議、職場研修実施等に職員に対し交通安全と事故防止について周知徹底を図った。 今後は、日頃からの声掛けを行い、職員の交通安全意識を向上させ、再発防止に努める。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="946 1223 983 1684"> <p>機別名 岐阜豊学校</p> </td> <td data-bbox="946 1684 983 2007"> <p>現金の取入事務において、出納員が現金払込書より金額欄間払い込むべきところ、別の様式である納付書により払い込んでいたため、今後は適正に処理されたい。</p> </td> <td data-bbox="683 1223 946 2007"> <p>建設工事に係る契約事務において、明確な根拠のないまま契約保証金を免除し、工事を実施させていたため、今後は適正に処理されたい。</p> </td> </tr> </table>	<p>機別名 岐阜豊学校</p>	<p>現金の取入事務において、出納員が現金払込書より金額欄間払い込むべきところ、別の様式である納付書により払い込んでいたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>建設工事に係る契約事務において、明確な根拠のないまま契約保証金を免除し、工事を実施させていたため、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>機別名 古川土木事務所</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>講じた措置 当該職員については個別指導し、今後一層の注意喚起を促した。 所属としては、毎月の朝礼の他、所内課長・係長会議、職場研修実施等に職員に対し交通安全と事故防止について周知徹底を図った。 今後は、日頃からの声掛けを行い、職員の交通安全意識を向上させ、再発防止に努める。</p>					
<p>機別名 岐阜豊学校</p>	<p>現金の取入事務において、出納員が現金払込書より金額欄間払い込むべきところ、別の様式である納付書により払い込んでいたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>建設工事に係る契約事務において、明確な根拠のないまま契約保証金を免除し、工事を実施させていたため、今後は適正に処理されたい。</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="608 237 657 698"> <p>機別名 掛妻事務所</p> </td> <td data-bbox="608 698 657 1025"> <p>監査結果 物品の処分事務において、不用品の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p> </td> <td data-bbox="475 698 608 1025"> <p>講じた措置 当該物品の不用品の手続は、平成27年2月12日に完了済みである。 今後、廃棄する物品の確認を当たっては、複数人によるチェックを徹底し、手続に遺漏のないよう、岐阜県会計規則、同取扱要領を遵守し、適正に処理に努める。</p> </td> </tr> </table>	<p>機別名 掛妻事務所</p>	<p>監査結果 物品の処分事務において、不用品の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 当該物品の不用品の手続は、平成27年2月12日に完了済みである。 今後、廃棄する物品の確認を当たっては、複数人によるチェックを徹底し、手続に遺漏のないよう、岐阜県会計規則、同取扱要領を遵守し、適正に処理に努める。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="608 1223 657 1684"> <p>機別名 岐阜豊学校の常宿舎</p> </td> <td data-bbox="608 1684 657 2007"> <p>設置された非常用の照明装置38箇所の点検業務において、平成26年7月の点検で38箇所のうち12箇所が、平成27年1月の点検では更に2箇所を加えた計14箇所が、バッテリー容量不足で非常時に使用できない旨の報告を委託業者から受けていたにもかかわらず、全ての箇所についてバッテリー交換等の対応がなされていなかった(平成27年5月7日現在)。非常照明は豊学校の生徒が常宿舎で安全に生活するために必要な装置であり、半年以上</p> </td> <td data-bbox="475 1223 608 2007"> <p>指導事項については、平成26年度に実施した消防点検業務(実施日：平成26年7月29日、平成27年1月9日)において、非常用照明設備のバッテリーの不良が報告されていたにもかかわらず、認識不足により取替修繕を行わなかったものである。 平成26年度点検時に報告された事項については、全て平成27年6月4日に取替修繕を実施した。 今後は、点検で報告された事項については、速やかに対応していく。</p> </td> </tr> </table>	<p>機別名 岐阜豊学校の常宿舎</p>	<p>設置された非常用の照明装置38箇所の点検業務において、平成26年7月の点検で38箇所のうち12箇所が、平成27年1月の点検では更に2箇所を加えた計14箇所が、バッテリー容量不足で非常時に使用できない旨の報告を委託業者から受けていたにもかかわらず、全ての箇所についてバッテリー交換等の対応がなされていなかった(平成27年5月7日現在)。非常照明は豊学校の生徒が常宿舎で安全に生活するために必要な装置であり、半年以上</p>	<p>指導事項については、平成26年度に実施した消防点検業務(実施日：平成26年7月29日、平成27年1月9日)において、非常用照明設備のバッテリーの不良が報告されていたにもかかわらず、認識不足により取替修繕を行わなかったものである。 平成26年度点検時に報告された事項については、全て平成27年6月4日に取替修繕を実施した。 今後は、点検で報告された事項については、速やかに対応していく。</p>
<p>機別名 掛妻事務所</p>	<p>監査結果 物品の処分事務において、不用品の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 当該物品の不用品の手続は、平成27年2月12日に完了済みである。 今後、廃棄する物品の確認を当たっては、複数人によるチェックを徹底し、手続に遺漏のないよう、岐阜県会計規則、同取扱要領を遵守し、適正に処理に努める。</p>					
<p>機別名 岐阜豊学校の常宿舎</p>	<p>設置された非常用の照明装置38箇所の点検業務において、平成26年7月の点検で38箇所のうち12箇所が、平成27年1月の点検では更に2箇所を加えた計14箇所が、バッテリー容量不足で非常時に使用できない旨の報告を委託業者から受けていたにもかかわらず、全ての箇所についてバッテリー交換等の対応がなされていなかった(平成27年5月7日現在)。非常照明は豊学校の生徒が常宿舎で安全に生活するために必要な装置であり、半年以上</p>	<p>指導事項については、平成26年度に実施した消防点検業務(実施日：平成26年7月29日、平成27年1月9日)において、非常用照明設備のバッテリーの不良が報告されていたにもかかわらず、認識不足により取替修繕を行わなかったものである。 平成26年度点検時に報告された事項については、全て平成27年6月4日に取替修繕を実施した。 今後は、点検で報告された事項については、速やかに対応していく。</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="422 237 450 698"> <p>機別名 不破高等学校</p> </td> <td data-bbox="422 698 450 1025"> <p>監査結果 物品の処分事務において、不用品の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p> </td> <td data-bbox="178 698 422 1025"> <p>講じた措置 指導を受けた物品については、平成27年7月15日付けで不用品手続を行い、物品登録簿一覧から削除した。 今後は物品の処分を行う際には岐阜県会計規則第99条第1項及び同規則取扱要領第99条関係第1項に基づき手続を適正に行うよう、担当者、係員及び出納員が関連書類の確認審査をするようチェック体制を強化</p> </td> </tr> </table>	<p>機別名 不破高等学校</p>	<p>監査結果 物品の処分事務において、不用品の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 指導を受けた物品については、平成27年7月15日付けで不用品手続を行い、物品登録簿一覧から削除した。 今後は物品の処分を行う際には岐阜県会計規則第99条第1項及び同規則取扱要領第99条関係第1項に基づき手続を適正に行うよう、担当者、係員及び出納員が関連書類の確認審査をするようチェック体制を強化</p>	<p>岐阜豊学校の常宿舎に設置された非常用の照明装置38箇所の点検業務において、平成26年7月の点検で38箇所のうち12箇所が、平成27年1月の点検では更に2箇所を加えた計14箇所が、バッテリー容量不足で非常時に使用できない旨の報告を委託業者から受けていたにもかかわらず、全ての箇所についてバッテリー交換等の対応がなされていなかった(平成27年5月7日現在)。非常照明は豊学校の生徒が常宿舎で安全に生活するために必要な装置であり、半年以上</p>			
<p>機別名 不破高等学校</p>	<p>監査結果 物品の処分事務において、不用品の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 指導を受けた物品については、平成27年7月15日付けで不用品手続を行い、物品登録簿一覧から削除した。 今後は物品の処分を行う際には岐阜県会計規則第99条第1項及び同規則取扱要領第99条関係第1項に基づき手続を適正に行うよう、担当者、係員及び出納員が関連書類の確認審査をするようチェック体制を強化</p>					

上も動作不良のまま放置していたのは県の安全管理上課題があると考えるので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

警察本部	機 関 名 山県警察署	監査結果 物品の処分事務において、不用決定の手続きを行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 指導事項について、再発防止を目的とした次の対策を講じた。 ○ 例案において、全署員に対し物品の取扱い、管理について指導した。 ○ 県有備品の現物実査時に備品整理票の貼付状況を確認し、破れ剥がれ、汚れ等のあるものの貼換えを実施した。また、破れ等のあるものだけでなく、粗悪し難い通片へ貼付されているものについても貼換えをし、一見して県有備品であることが判るようにした。 ○ 同実査時に併せて、備品全ての写真を撮影し、備品の形状、補助錠等を確認できる写真画像を作成した。 これらの対策のほか、物品一覧表の登録情報の整理を行うなど、物品の管理が煩雑とならないよう見直しを進め、同種事案の再発防止を図る。
------	----------------	--	--

岐阜県監査委員会告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十七年十月二十九日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

1 平成26年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	A-B-C	A	B	C	A-B-C
団 体	指摘事項	出資・出捐団体	9	2	6	—	—	1
		補助金等交付団体	2	2	—	—	—	0
		指定管理者	1	0	0	—	—	1
		計	12	4	6	—	—	2
	指導事項	出資・出捐団体	18	2	14	—	—	2
		補助金等交付団体	3	1	2	—	—	0
		指定管理者	6	0	5	—	—	1
		計	27	3	21	—	—	3
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—
	指定管理者	0	—	—	—	—	—	
	計	0	—	—	—	—	—	
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—
		補助金等交付団体	2	2	—	—	—	0
		指定管理者	1	0	0	—	—	1
		計	3	2	0	—	—	1
	指導事項	出資・出捐団体	2	1	0	—	—	1
		補助金等交付団体	3	1	2	—	—	0
		指定管理者	5	0	4	—	—	1
		計	10	2	6	—	—	2
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—
		補助金等交付団体	2	0	2	—	—	0
	指定管理者	0	—	—	—	—	—	
	計	2	0	2	—	—	0	
合 計		54	11	35			8	

※平成27年4月1日から平成27年9月30日までに知らせから通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
スポーツ推進課	公益財団法人岐阜県体育協会	国体強化対策事業助成金及びトヨタアスリート強化支援事業助成金の交付事務において、同一事業を重複して助成対象としたことにより、国体強化対策事業に係る助成金7,817円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該法人において、以下のとおり対応された。 過大に受給していた委託料7,817円については、平成27年3月13日に県へ返還した。 今後は、交付要綱等関係通知をよく確認し、交付対象経費を十分に把握するとともに、事業間における重複がないか、複数名で確認すること等により適正な事務処理を行う。 当該法人において、以下のとおり対応された。 過大に受給していた業務委託料31,500円については、平成27年3月13日に県へ返還した。 今後は、仕様書等をよく確認し、収支決算報告書作成事務において、経費を誤って記載することがないよう複数の職員による確認を行い、適正な事務処理を行う。
スポーツ推進課	公益財団法人岐阜県体育協会	国体強化対策事業に係る収支決算報告書の作成事務において、自己負担すべきユニフォームの経費を誤って過小に記載し、その分を県が負担するものとして作製したことにより、県の負担が31,500円過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該法人において、以下のとおり対応された。 過大に受給していた業務委託料31,500円については、平成27年3月13日に県へ返還した。 今後は、仕様書等をよく確認し、収支決算報告書作成事務において、経費を誤って記載することがないよう複数の職員による確認を行い、適正な事務処理を行う。
地域医療推進課	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	岐阜県総合医療センター保育施設運営協議会に対する岐阜県総合医療センター院内保育事業運営費助成金において、助成対象となる保育助手の法定福利費の算定を誤ったことにより助成金893,520円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について報告を求めたところ、過大交付分は平成26年12月25日付けで返還処理を完了し、決裁段階における確認・チェックと内部の制度の習熟に努めた旨の報告を受けた。
地域産業課	岐阜県名産販売株式会社	平成26年9月に発覚した社員による不正経理事案においては、総務課長が不在で結果的に一人で経理処理していた上、取締役が非常勤で監督が十分でなかったことが事案発生の一因と認められることから、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、以下の点に十分留意のうえ、再発防止策の確実な実施に合わせ、今後は適正な会計処理に努められたい。	指摘事項について、当該社員に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 平成26年11月からコーポレート・ガバナンスの強化及び再発防止の取組として社長を筆頭とした「再発防止委員会」を毎月開催している。 委員会では、業務実施上の問題点の洗い出し、業務フローの検証、改善策の検討などを行い、職場全体で見直しと実効性

<p>1 会計処理に当たっては、複数名で処理するなど相互チェック機能が働く体制の整備を行うなど、不正防止に向けた内部けん制体制の強化を図ること。 2 経理規程等の法令遵守に努めること。</p>	<p>1 組織体制の見直しと社員数の増員、収入・支出事務の複作成者以外による通帳との照合・通帳・印鑑の別保管などの内部けん制の強化、業務改善などの取組に加え、平成26年10月次から外部チェック制度として顧問会計士による月次監査制度の導入を行った。</p> <p>2 平成26年12月8日に経理規程等を含めたコンプライアンスに関する内容を含めた人材教育研修を実施した。今後も引き続き、適切な会計管理、内部けん制の強化、職員研修の実施などにより不正経理の再発防止に努める。</p>	<p>1 会計処理に当たっては、複数名で処理するなど相互チェック機能が働く体制の整備を行うなど、不正防止に向けた内部けん制体制の強化を図ること。 2 経理規程等の法令遵守に努めること。</p>	<p>1 組織体制の見直しと社員数の増員、収入・支出事務の複作成者以外による通帳との照合・通帳・印鑑の別保管などの内部けん制の強化、業務改善などの取組に加え、平成26年10月次から外部チェック制度として顧問会計士による月次監査制度の導入を行った。</p> <p>2 平成26年12月8日に経理規程等を含めたコンプライアンスに関する内容を含めた人材教育研修を実施した。今後も引き続き、適切な会計管理、内部けん制の強化、職員研修の実施などにより不正経理の再発防止に努める。</p>	<p>ギアメント川島店の改修工事及び備品の購入に係る支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 稟議書が作成されていなかった。 2 支出命令書及び振替伝票は作成されていたが、それぞれ決裁がとられていなかった。 3 備品の購入に係る請求書がなかった。</p>	<p>指図書事項について、当該会社に対処を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 平成26年9月から次のとおり、適正な経理事務の徹底を図った。</p> <p>1 稟議取扱規程に基づく稟議書の作成の徹底 2 支出命令書・振替伝票の作成及び決裁の徹底 3 請求書等の会計書類の添付の徹底及び経理規程に基づく帳票書類の保存管理の徹底 今後も複数職員によるチェックの徹底や職場全体での業務改善の実施などにより、適正な経理事務に努める。</p>	<p>指図書事項について、当該会社に対処を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 今後は、経理規程に基づき、監査報告書を永年保存とするなど、適正な経理事務・文書管理に努める。</p>	<p>指図書事項について、当該会社に対処を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 今後は、経理規程に基づき、監査報告書を永年保存とするなど、適正な経理事務・文書管理に努める。</p>
<p>地域産業課</p>	<p>岐阜県名産販売株式会社</p>	<p>平成25年度の決算に係る監査報告書において、前回監査報告書の不備を指摘したにもかかわらず、監査報告書の原本が保管されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指図書事項について、当該会社に対処を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 今後は、経理規程に基づき、監査報告書を永年保存とするなど、適正な経理事務・文書管理に努める。</p>				
<p>地域産業課</p>	<p>岐阜県名産販売株式会社</p>	<p>平成25年度の決算において、前回監査報告書の不備を指摘したにもかかわらず、監査報告書の原本が保管されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指図書事項について、当該会社に対処を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 今後は、経理規程に基づき、監査報告書を永年保存とするなど、適正な経理事務・文書管理に努める。</p>				

(2) 団体監査結果(指図書事項)に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
情報企画課	一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター	平成25年度に取得した有形固定資産1件の取得年月日を誤っていたため、減価償却額が1,921,500円過小となっており、固定資産の帳簿価額が過大に計上されていたので、過年度損益修正損を計上するなどして、適正に処理されたい。	指図書事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受けた。 平成26年度決算において、過年度減価償却費1,921,500円を計上し決算処理を行った。決算処理としては、正味財産増減計算書の「什器備品減価償却費」に過年度償却不足分1,921,500円を計上するとともに、内訳として表記した。 再発防止策として、現在利用している財務会計システムでは、支出負担行為日及び支出命令日の入力が行っていたが、取得年月日(事業の用に供する日)の入力欄がなかったため、取得年月日をシステムで適正に管理できるようにシステム運用の変更を行った。また、併せて出納役及び副出納役によるチェック体制及び検査体制を強化することにより、適正な事務処理を行う。
地域医療推進課	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	医療情報ネットワークのメンテナンス更新工事に係る契約事務において、工期から1か月以上遅延して納品及び検査が行われていたため、今後は適正に処理されたい。	指図書事項について対応を求めたところ、契約時に請負者に対して契約内容を説明するとともに、担当者だけでなく担当チームなど、複数人による履行管理を徹底する旨の報告を受けた。
地域医療推進課	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	固定資産の管理事務において、固定資産の現物と固定資産台帳との照合が、器械備品2,081件のうち臨床検査科で管理する214件を除いた1,867件で実施されていたため、今後は適正に処理されたい。	指図書事項について対応を求めたところ、固定資産台帳に基づき器械備品の現物検査を実施するとともに、今後は職員に固定資産管理の重要性を認識させ、担当者だけでなくチームなど複数人体制で照合することとし、適正な処理を徹底する旨の報告を受け、当課で確認した。
地域医療推進課	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	平成25年度の決算において、棚卸資産である診療材料の在庫金額を誤っていたため、診療材料費が310,845円過大となっており、棚卸資産の帳簿価額が過小に計上されていたため、速	指図書事項について対応を求めたところ、貯蔵品受払簿の必要な修正を行い、適正な診療材料棚卸資産の計上を行うとともに、毎月末において診療材料貯蔵品受払簿と總勘定元帳と

<p>地域医療推進課</p>	<p>公立大学法人岐阜県立看護大学</p>	<p>体育施設使用料に係る申請事務において、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「大学」という。）の定める規程では、施設を使用したい者が大学に対して使用願を提出し許可を受けることとなっている。しかし、実際には羽島市（以下「市」という。）が窓口となって使用者団体の認定を行い、認定を受けた使用者団体が使用したい場合には、市が代わって大学に対して使用願を提出し許可を受けていた。今後は規程及び事務処理双方の見直しも含めて検討したうえで、適正に処理されたい。</p>	<p>の照合を行い、それを担当チームなど複数人によるチェック体制で確認することとし、診療材料制卸資産の適正な管理を徹底する旨の報告を受け、当該で確認した。</p>
<p>地域医療推進課</p>	<p>公立大学法人岐阜県立看護大学</p>	<p>業務委託及び備品の調達に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 入退室管理機器保守業務委託契約について、予定価格の決定を行うことなく、契約の相手方とする事業者から見積書を徴取し、契約を締結していた。 2 図書館カウンター用パソコン用紙購入及び設置契約について、契約の相手方とする事業者の選定及び予定価格の決定を行うことなく、事業者から見積書を徴取し、契約を締結していた。</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、必要書類について確認できるチェックリストを作成した旨の報告を受け、当該で確認した。</p>
<p>地域医療推進課</p>	<p>公立大学法人岐阜県立看護大学</p>	<p>固定資産等の管理事務において、不動産固定資産の使用責任者が行うべき固定資産台帳等と現物との照合結果の資産管理責任者への報告が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、平成25年度の照合結果について資産管理責任者に、再度報告を行い現物査査に係る事務処理について、事務担当者レベルでのチェックリストを作成した旨の報告を受け、当該で確認した。</p>
<p>地域医療推進課</p>	<p>公立大学法人岐阜県立看護大学</p>	<p>月次決算において、月末預金</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、平成25年度の照合結果について資産管理責任者に、再度報告を行い現物査査に係る事務処理について、事務担当者レベルでのチェックリストを作成した旨の報告を受け、当該で確認した。</p>

<p>看護大学</p>	<p>の實在高と適合することなく合計残高試算表を作成したことにより、普通預金額の誤った月次決算報告書が理事長に提出されていたものがあつたので、今後は適正に処理された。</p>
<p>岐阜県名産販売株式会社</p>	<p>指導事項について、当該会社に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 不正経理事務発生の平成26年9月30日及び平成27年3月31日に現品制卸を行った。今後も中間決算（9月）及び期末決算（3月）の時期にあわせて年2回の現品制卸を実施し、適正な資産管理に努める。</p>
<p>岐阜県名産販売株式会社</p>	<p>指導事項について、当該会社に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 「合計残高試算表」等の決算諸表については平成27年2月次から作成しており、引き続き経理規程に基づき、適正な経理処理に努める。</p>
<p>一般社団法人岐阜県農畜産公社</p>	<p>指導事項について対応を求めたところ、以下のとおり処理を行った。違約金の一部が納入されたが、該当者から違約金残額の免除申請が提出されたため、免除申請の内容について調査・検討を行い、残額を免除することとした。該当者へ免除通知を送付するとともに、減額測定処理を行った。 今後は資金貸付管理担当者として連携・予算決算担当者が互いに収入測定を行う。</p>
<p>一般社団法人岐阜県畜産協会</p>	<p>当該法人から、以下のとおり対応するとの報告を受けた。今後は、減価償却資産の範</p>

畜産課	一般社団法人岐阜県畜産協会	からの減価償却の取扱いが誤っていたため、減価償却済額が1,102円過大となり、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、過年度損益修正益を計上するなどして、適正に処理されたい。	関、減価償却の方法等について法令等を十分に確認の上、適正な事務処理を行う。 なお、償却超過分(1,102円)の対応については、平成26年度決算において、平成26年度償却費から控除(什器備品を1,102円増額の上、当期分の減価償却を行う。)を行った。	当該法人から、以下のとおり対応するとの報告を受けた。 今後は、「固定資産台帳」の期末簿価と「貸借対照表」の固定資産の期末残高について比較・照合の上、適正な事務処理を行う。 なお、固定資産の過大計上(1円)の対応については、平成26年度決算において、貸借対照表の什器備品からの除却を行った。
治山課	公益社団法人岐阜県森林公社	立木の売買契約事務において、契約を締結する前に納付させるべき契約保証金500,000円の収納事務が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したと報告を受けた。 指導事項については、事業担当者による契約行為と経理担当者による入金確認の連携ができていなかったため、契約保証金収納事務が行われていない、再発防止を徹底した。 今後は、契約締結時に経理担当者が立ち会うことで連携を図るとともに、チェックリストを作成して確実に事務を行うことで、契約保証金収納事務を適正に行う。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したと報告を受けた。 今後は、契約締結時に経理担当者が立ち会うことで連携を図るとともに、チェックリストを作成して確実に事務を行うことで、契約保証金収納事務を適正に行う。

補助金等交付団体	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
----------	------------------	------	-------

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課	学校法人立木学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	岐阜県私立学校教育振興費補助金において、補助対象経費として入っている人件費のうち、諸手当の支給に係る算出根拠が給与規程等において明確になっていなかったため、今後は適正に処理されたい。	当該法人において、以下のとおり対応された。 平成26年度中の人件費について、給与規程に基づいた額になるよう、12月給与において4月分まで遡って修正処理した。 今後は給与規程及び会計規程を遵守し、補助金交付要綱等
保健医療課	社会医療法人厚生会 (岐阜県周産期医療施設整備補助金(産科医療等整備費補助金(産科医療施設設備整備事業)))	岐阜県周産期医療施設等整備補助金(産科医療施設整備事業)において、実績報告書が提出期限である補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに提出されなかったため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から以下のとおり対応したと報告を受けた。 指導事項については、補助金交付要綱の内容について十分理解し、定められた期日までに実績報告を行うなど、適正に処理する。
障害福祉課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立陽光園)	平成25年度の決算において、関市からの障がい者虐待一時保護費用に係る35,000円について、(大区分)「その他の事業収入」の(小区分)「市町村委託事業収入」に計上すべきところ、(小区分)「果委託事業収入」に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 指導事項については、会計担当者が経理規程を再確認し、規程に基づいた処理を行った。 今後は、規程に基づいた処理を行うとともに、会計担当者のみならず、会計責任者、出納員等複数職員での確認体制により確認を徹底する。
障害福祉課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立陽光園)	岐阜県立陽光園の指定管理業務において、次のとおり岐阜県立陽光園管理運営協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 果から貸し付けられているクラウン型普通型車いす等4件が管理物品とされていなかった。 2 既に廃棄したにもかかわらず緊急発生器等7件が管理物品とされていた。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 指導事項については、果と協議のうえ岐阜県立陽光園管理運営協定書にある物品一覧表の変更手続を行った。 今後は、毎年度実施する現物実査等にあわせ、岐阜県立陽光園管理運営に関する年度協定書において管理物品を明示する事務手続とし、適正に処理する。
情報産業課	伊藤忠アーバンコミュニケーションズグループ (ソフトピアシステムセンター(第3別館を除く))	平成25年度事業報告書における事業収支報告において、入退室用IDカード再発行料金など92,480円が指定管理業務の収入として計上されていたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 平成26年度に係る当該収入については、事業収支報告に計上した。

情報産業課	伊藤忠アーバンコミュニケーション・グループ(ソフトピアジャパンセンター(第3別館を除く。))	ソフトピアジャパンセンターの管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された	今後も、当該収入については、当該年度の事業収支報告に計上を行う。
畜産課	一般社団法人岐阜県農畜産公社(岐阜県飛騨牧場)	岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、管理運営協定書で施設及び主な備品等の管理物件を定めているが、シヨベルローダー1件が同協定書に記載されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。	指導事項にある当該機械については、平成19年度に更新を行い、県の物品管理台帳から削除しているため、管理運営協定書にも管理物件として記載されていない。 当該法人において、以下のとおり対応がなされた。 当該法人が作成している県有備品台帳を確認したところ、当該機械の削除漏れであることが判明し、台帳の修正を行った。 今後は適正な台帳管理に努め、再発防止に努める。

(3) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名(補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
-------	--------------	------	-------

私学振興・青少年課	学校法人立木学園(岐阜県私立学校教育振興補助金)	学校法人立木学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、補助対象経費としていたる人件費のうち、諸手当の支給に係る算出根拠が給与規程等において明確となっておらず、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていないので、今後は適正に処理するのと同時に、当該法人から報告のあった改善状況について速やかに確認を行い、当該法人に対する指導の徹底を図られた。	当課で実施する学校法人会計指導検査において、諸手当の支給に係る算出根拠が明らかになっていないか確認することとしており、検査の際に指導した事項については、検査後に提出された改善状況報告の内容を補助金ヒアリング時等に書類で確認することとした。 なお、平成26年度中の当該学園の人員費については、給与規程に基づいた額となるよう、12月給与において4月分まで遡って修正処理された。	
保健医療課	社会医療法人厚生会(岐阜県周産期医療施設整備等整備費補助金(産科医療施設設備整備事業))	社会医療法人厚生会に対する岐阜県周産期医療施設整備等整備費補助金(産科医療施設設備整備事業)において、実績報告書が提出期限である補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに提出及び受理がされていなかったため、今後は適正に処理された。	指導事項について、当該法人に対応を求めたところ、補助金交付要綱の内容について十分理解し、定められた期日までに実績報告を行うなど、適正に処理する旨の報告を受けた。 当課においても、今後、同様の補助金業務において、補助事業者に対し、事業完了後は要綱の定める期日までに実績報告を提出するよう指導するなど、補助金交付要綱等の内容に基づき、指導、周知を行う。	
指定管理者	所管機関名 伊藤忠アーバンコミュニケーション	団体名 (施設名称) 社会福祉法人岐阜県福祉事業団(岐阜県立陽光園)	監査結果 岐阜県立陽光園の指定管理業務において、次のとおり岐阜県立陽光園管理運営協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。 1 県から貸し付けていたリクライニング式普通型車いす等4件を管理物品としていなかった。 2 既に廃棄したにもかかわらず救急搬送器等7件を管理物品としていた。	講じた措置 指導事項については、毎年度実施する現物実査において適切に管理物品の把握を行っていたが、岐阜県立陽光園管理運営協定書の貸付物品一覧表の変更手続まで行う認識が欠けていた。 このため、岐阜県立陽光園管理運営に関する年度協定書において、現状の管理物品に基づき貸付物品一覧表の整理を行い、指導事項の是正を図った。 今後は、毎年度実施する現物実査等にあわせ、岐阜県立陽光園管理運営に関する年度協定書において貸付物品を整理する手続とし、適正に処理する。指導事項について当該団体

情報産業課	イ・グループ (ソフトピアジャパンセ ンター (第 3 別館を除 く。))	イ・グループから提出された平成25年度事業報告書における事業収支報告において、入退室用IDカード再発行料金など92,480円が指定管理業務の収入として計上されていたにもかかわらず、今後は適正に処理されたい。	平成27年度から平成31年度までの指定管理業務に係る基本協定書における管理物件については、正しい記載とした。今後は、管理物件の異動があった場合は、その都度基本協定書の変更を行う。
畜産課	一般社団法人岐阜県農畜 産公社 (岐阜県飛騨牧場)	岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、管理運営協定書で施設及び主な備品等の管理物件を定めているが、シヨベルローター1件が同協定書に記載されていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項にある当該機械については、平成19年度で更新を行い、奥の物品管理台帳から削除しているため、管理運営協定書にも管理物件として記載をしていない。 当該法人に確認を行ったところ、当該法人が作成している奥有備品台帳からの削除漏れのあることが判明し、当該台帳の修正を行ったことを確認した。 今後は適正な台帳管理に努めるよう指導を行った。 本課としても今後は当該台帳の確認作業を行うなど、再発防止に努める。

(4) 所管機関監査結果 (検討事項) に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・ 青少年課	学校法人恵峰学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金(教育改革推進特別補助金))	学校法人恵峰学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金(教育改革推進特別補助金)に ついて、補助対象経費である人	岐阜県私立学校教育振興費補助金交付要綱において、教育 改革推進特別補助事業の補助 対象経費は、各事業に要する経

私学振興・ 青少年課	学校法人立木学園 (岐阜県私立学校教育振 興費補助金)	岐阜県私立学校教育振興費補助金について確認をしたところ、以下の検討を要する事項が認められた。 当該補助金は、私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校(以下「私立学校」という。)における教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図るため、私立学校の教育に要する経常的経費等に対し、当該私立学校を設置する学校法人及び私学団体に、予算の範囲内において、補助金を交付するものとされており、補助対象事業として「一般補助事業(以下「一般分」という。))」と「知事が別に定める教育改革推進特別補助事業(以下「特別分」という。))」に分かれている。 今回、学校法人立木学園に対する当該補助金の交付申請から額の確認に至る関係書類を確認したところ、実績報告において、特別分の実績額が交付決定額を1,000円下回ることとなり、果ては一般分に加算した形で実績報告書を提出し、その実績報告書に基づき、額の確定が行われていた。 当該法人に対する補助金額に変わりはないが、補助金交付要綱上も一般分と特別分の流用は認められない旨の規定が存在しないことから、今回の取扱いが不適正であるとは言えないが、交付額の決定に当たっては、補助事業の内容や一般分と特別分を分けて算定していることなどに	費として別に定める額として いる。 人件費を補助対象として いる事業については、学校法人が定める給与規程に基づく本俸、諸手当が対象となることを補助事業実施要領に補記した。また、今後は補助対象経費の要件について周知徹底することとした。
---------------	-----------------------------------	---	---

		鑑みると、補助目的に沿った適 正な運用の観点からの検討が 必要ではないかと考えられる ので、事業間の補助金額の流用 の可否を含め当該補助金の適 正な運用について検討された い。	
--	--	--	--

平成二十七年十月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社